

番号	分類	ご質問	回答
1	分野・領域	令和6年度新規採択課題数は、令和5年度実績と同程度と考えてよろしいでしょうか。	採択予定数に変更はございません。令和6年度新規採択課題数は例年通り（JST所掌分野では10件程度）となる予定です。なお、令和6年度の予算状況によっては変更が生じる場合がございますので、予めご了承下さい。
2	分野・領域	環境・エネルギー分野、生物資源分野の2分野にまたがった研究は想定されますか？あるいは、どちらかにフォーカスする必要がありますか。	研究提案が複数の分野・領域に合致する内容であるということは想定されますが、応募に際しては3分野のいずれか一つを選択いただく必要がございます。公募要領の各研究分野の趣旨を理解いただいた上で、適切な分野での応募をご検討ください。詳細は、公募要領(P.23~P.28)をご参照ください。 https://www.jst.go.jp/global/pdf/koubo2024.pdf
3	分野・領域	研究分野につき、防災分野と環境分野の両方に内容が関係するものは、防災分野に出すよう推奨されるとの説明があったと思います。この理由についてお聞かせいただけますか。	防災分野と環境分野の両方に内容が関係するものは、防災分野に出すよう推奨するということはございません。各分野で共通したキーワードもいくつかございますが、それぞれの領域でそのキーワードがどのように整理されているかをご確認いただき、ご提案の研究内容に沿った適切な領域にご応募いただきたい、という趣旨でございます。上記「2」の回答とも重複しますが、公募要領の各研究分野の趣旨を理解いただいた上で、適切な分野での応募をご検討ください。詳細は、公募要領(P.23~P.28)をご参照ください。 https://www.jst.go.jp/global/pdf/koubo2024.pdf
4	分野・領域	生物資源領域の課題例について、主な変更点を抜粋した書類と公募要項本文の書きぶりが微妙に異なりますが、公募要項本文が正しい文書という理解で宜しいでしょうか。	生物資源分野の説明について、公募要領が正です。説明スライドに誤植があり大変申し訳ございませんでした。公募説明会后、説明資料を差し替えました。 https://www.jst.go.jp/global/public/shiryo/koubosetsumei2024_JST.pdf
5	提案書	「提案課題名」の書き方について質問です。英語のタイトルについては「Project」という言葉を含めるよう指示がありますが、どうしてもいれなくてはならないのでしょうか。	英語プロジェクト名に関しては、「Project」を付けるというODAの規則がございます。できる限り「Project」を付けていただければ幸いです。
6	提案書	様式8の提出が必要となる企業についてご教示ください。	様式8の提出は、日本側の研究参画機関に含まれるすべての国内企業について、提出必須です。ただし、アドバイザーや将来の社会実装を担う外部支援機関として参画する企業については、提出は不要です。企業以外では以下に該当する機関は提出不要です。 ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人 イ 国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関 ウ 公益法人等の公的性格を有する機関（一般社団法人や一般財団法人含む）
7	選考の観点	選考の観点に「科学技術的価値」とありますが、人文・社会科学系の研究についても含まれるのでしょうか。また、人文社会科学が主となる提案もSATREPSの対象となりますか。	「科学技術的価値」としては自然科学のみに限定していることはございませんので、人文・社会科学に関する研究についても含まれています。人文・社会科学系が主となる提案についてもSATREPSへのご応募を期待しております。
8	ODA要請書	不確かな情報ですが、マレーシアでのSATREPSの締め切りは終わったと聞いたのですが、日本側と相手先の公募の関係性などについて教えていただきたいです。	JICA現地事務所に確認したところ、在マレーシア日本大使館での〆切は9月22日とのことです。ODA要請書の〆切については、外務省本省の〆切が10月13日（金）日本時間となっておりますが、提出方法は一般的に、相手国研究機関の当該担当省庁→相手国側ODA担当省庁→在外日本公館→外務省本省となっております。マレーシア側の〆切はJICA・JST共に把握致しかねます。相手国研究機関より、相手国のODA担当省庁等へご確認いただきますようお願いいたします。

9	ODA要請書	インドネシアのグループの情報によると、8月18日にインドネシアの受付が締め切られたとのことでした。実際はどのようなのでしょうか。	上記回答と同様に、日本大使館でのメ切りは別で設定されているものの、インドネシア側でのメ切りや状況についての委細は把握致しかねます。相手国研究機関より、相手国のODA担当省庁等へご確認いただきますようお願いいたします。
10	ODA要請書	令和6年度の採択を見込んで相手国がODA要請書を作成する際、プロジェクト期間は令和6年4月から5年間ではなく、6年間になるのでしょうか？それとも、令和7年4月からと記載すべきでしょうか。	採択後、最初の1年は暫定期間（準備期間）となりますので、令和7年4月～を起点に記載ください。
11	ODA要請書	ODA要請書を提出済みですが、プロジェクト名に「Project」を含めておらず、実施期間を令和7年4月～と記載できていません。日本側の提案書はそれらを整えて記載したく思いますが、ODA要請書と齟齬が生じて問題無いのでしょうか。	ODA要請書は正式な公文書です。ODA要請書と日本側の提案書はできるだけ一致していることが望ましく、相手国担当省庁へご確認の上、訂正が可能であればご対応をお願いいたく存じます。修正が難しい場合、必ずしも記載の内容が完全に一致をしていなくても、確認できる範囲でマッチングを確認させていただきます。
12	ODA要請書	日本側提案書の英語版をODA要請書として提出可能な国もあったかと思いますが、相手国のODA要請書の様式を用いる場合、日本側の提案書の英語版は用意しなくてもよいのでしょうか。	ODA要請書の様式は外務省にて一律で定め、各国に周知しており、SATREPSに限らず他の技術協力プロジェクトでも同様の様式を用いています。その様式に記載すべき事項が網羅されていれば必ずしも外務省の様式を用いなくてもよい場合がありますが、日本側の提案書に記載する内容と一致していない箇所もございますので、できるだけ外務省の様式を用いていただければと思います。また、日本側の提案書の英語版の提出は求めておりませんので、作成不要です。
13	実施体制（日本側）	こちらから派遣する技術者について、「国籍」の規定はありますか。	日本による技術協力であるため、原則日本国籍とされますが、当該研究に必須の技能を持つ人材が他におらず代替するものがない場合、且つ、相手国側がJICA専門家として受け入れ可能である場合は、外国籍の研究者を受け入れることは可能です。国によっては、認められず、JICA専門家としての特権や免除が適用されない場合があるのでご注意ください。
14	実施体制（日本側）	日本側の研究チームへの参加者は日本国内の研究機関に所属することとありますが、企業の参加者についても同様の要件でしょうか。	企業に所属する参画者についても、日本国内の企業に所属している方であれば研究チームに参画いただくことが可能です。
15	実施体制（日本側）	研究員受け入れに関して、相手国の外国人研究者を日本側の大学の特任研究員等で雇用する場合、旅費はJICA経費、人件費はJST経費から支出可能ということですか。	相手国側研究者の日本側への受け入れ・研修には主に以下の手法があります。 (1)JICA予算による外国人研究員受入 (2)JST予算による日本側研究チームメンバーへの参画 (3)その他予算（国費留学生、大学独自の留学制度など）の活用 それぞれ、基本的な考え方は以下の通りですが、どのような立場でプロジェクトに参加されるか等によって対応が異なりますので、必要に応じ個別確認させていただきます。 (1)渡航・研修・日本滞在に係る費用はJICA経費からの支出となります。ただし、SATREPS予算から人件費を支出することはできません。 (2)その方のエフォートに応じてJST経費から人件費を支出することが可能です。 SATREPSに専従する場合、かつ、研究機関側の規程で認められる場合は赴任旅費として相手国から日本への渡航費はJST経費で支出可能です。

16	予算 (JICA)	How about partner country team funding?	JICA 予算にて（日本側研究員の相手国派遣、相手国側研究員の本邦受入れ、供与機材等）を負担します。なお、公募要領P.32に記載の通り、JICA の経費は相手国の自立発展性を重視する ODA 技術協力プロジェクトによる支援であるため、相手国側の自助努力が求められます。したがって、「相手国側研究者の人的費」、「相手国における事務所借上費」、「相手国側が使用する消耗品」、「供与機材の運用や維持管理の経費」、「相手国側研究者の相手国内旅費」、「会議日当」等は原則として相手国側負担となります。委細については、JICA説明資料にてご案内している「SATREPS プロジェクト実施の手引き」（のP.10他）や「Basic Principle」（のSection 4.3他）をご参照下さい。
17	予算 (JICA)	SATREPSの事業実施者が関わっている企業が、プロジェクトからの外部委託として製造作業等を受注することは可能でしょうか。	SATREPS実施機関の規程に照らして適切な調達行為と認められれば問題ございません。（当該実施機関の規定によっては、機材制作費や現地作業費等に影響があり得るかもしれません。）
18	予算 (JICA)	外注する企業の事業実施者の中にSATREPSの事業実施者が含まれており双方の契約に関わる場合、企業への外注は可能でしょうか。	上記「17」と同様の質問と理解であり、上記同様の回答です。
19	予算 (JICA)	JICA説明資料 P.15の現地での研究に必要な経費として再委託経費等の記載があります。SATREPSは研究の再委託は出来ないと理解していますが、具体的には、どのようなことでしょうか。	研究活動自体を目的とした傭人や委託は不可です。一方で、施設や設備の設計業務、データ収集など研究者自身が通常実施しない業務は可能です（ただし、継続的な使用による雇用問題が発生しないように短期活動に限ります）。
20	予算 (JICA)	研究代表機関所属以外の研究員（共同研究機関の研究員）の派遣も、JICA予算での「専門家派遣」として経費を計上できますでしょうか。	日本側代表機関以外の機関にご所属の方については、JSTの計画書に研究参画メンバーとして登録されていること、および、日本側の代表機関と派遣者の所属機関の間で代表機関の管理下にて渡航をするという取り決めを結んでいただくことが必要です。これら二つの要件を満たせば、JICA予算での「専門家派遣」として経費を計上いただくことが可能です。
21	予算 (JST・JICA)	1 課題あたり 1 億円程度／年で、内訳 JST：3,500万円程度／年、JICA：6,000～7,000万円程度／年とのことですが、JSTとJICAからそれぞれからお金を頂けるといふ事でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ JSTは3,500万円程度／年を研究代表機関および共同研究機関との委託研究契約に基づき、研究費として配賦します。 ・ JICA予算6,000～7,000万円程度／年は研究代表機関への配賦およびJICAによる直接執行分とに分けられます。
22	新型コロナウイルス 関連	コロナ禍後でそれ以前とのスキームやルールに変更がありましたらご教示いただけると幸いです。	<p>公募要領P.112に記載の通りですが、プロジェクトの実施に当たっては、国内研究者が積極的に相手国に出向き、国際共同研究を推進することを原則としております。</p> <p>ただし、新型コロナウイルスやその他の要因により相手国への渡航及び同国での研究実施が制限される可能性がある場合、渡航が困難な状況に応じた方法、計画等において対応いただくようお願いしております。</p> <p>また、課題の評価（中間・終了時）では、必要に応じて渡航制限等の影響を考慮し評価を行います。</p>
23	その他	PDMのフォーマットファイルはダウンロードなど可能でしょうか。	<p>PDMおよびPO様式は以下URLに掲載しております。PDFおよびExcelファイルをダウンロード可能です。</p> <p>https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/index.html</p> <p>例) PDM PDF様式：https://www.jica.go.jp/Resource/activities/schemes/science/form/ku57pq0000nj5mf-att/monitoring_01.pdf Excel様式：https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/ku57pq0000nj5mf-att/monitoring_01.xlsx</p>

24	その他	過去に採択経験があります。同じ申請者でも申請する資格はありますか。	過去に採択経験がある方も、ご応募いただけます。 なお、公募要領P.41に記載の通り、過去採択された課題と類似の研究提案については慎重に審査をさせていただきますことをご了承ください。 https://www.jst.go.jp/global/pdf/koubo2024.pdf
25	その他	JICAから提示された雛形、フォーマット、申請の手引き等の資料の更新日付が古いものが多いが、現在HPに公開されている資料が最新版という理解でよいですか。	日付が古いものが多いですが、現在JICAのHPに掲載している資料が最新版です。 現時点で更新の予定は特にありません。
26	その他	選考プロセスにおいて、JICAはODA要請書と日本側の提案書どちらも確認するのですか。	ODA要請書と日本側の提案書の双方を確認させていただき、ODAの観点からODA評価を作成しています。